

大町市景観計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果及び回答

1 実施概要

（１）公募期間

令和６年12月25日（水）～ 令和７年１月24日（金）

（２）公表場所

- ・大町市ホームページ
- ・大町市役所、八坂支所及び美麻支所の各担当窓口

（３）意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方

（４）提出方法

- ・大町市役所の担当窓口に持参・提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・ながの電子申請

2 実施結果

意見提出者 10名

3 意見要旨と回答

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
1	1	色彩の基準をもっと細かくした方がよい。 白馬村のようにしてください。	色彩の基準について、市では計画策定に当たり、住民アンケート調査や住民懇談会を行いました。それらの結果、建築物等の色彩については、景観を阻害する要因としての課題があまり顕著ではなかったことや、今後のルール of 厳格化を望む意見が少なかったことから、今回の計画の中では、色彩の基準について、数値化等の基準設定は行っていません。 ご意見を踏まえ、今後、基準設定が必要であると判断した場合には、検討を進めていきます。
2	2	過去に大町市でも景観条例が制定されて、建物を建てるときは、景観に配慮することが求められました。しかし、市民はほとんど知らないのでは？ ただ、条例で建築規制しても反発が出そうなので、大町市としての景観の指針は掲げて、市民共通の目標は作りたい。	今回、市として独自の景観計画の策定と景観条例の制定を目指しています。現状では、景観法に基づき、景観行政団体である長野県が平成17年に定めた「長野県景観育成計画」と「長野県景観条例」のもとに、本市の景観の保全・育成が図られています。 今回の取組では、県から権限移譲を受け、本市が独自の景観計画を定められる景観行政団体となります。現行の県条例による仕組みを踏襲しつつ、地域の特性を考慮した、よりきめ細かな景観づくりを進めるために、景観計画の策定と景観条例の制定を目指しています。 また、市民への周知についても、今後の策定経過の中で工夫していきます。
3	2	日本には優秀な建築家がいるはずなのに、なぜ、街の景観について向上の動きがないのか疑問。建築家が依頼された建物だけに目を向け、周囲に目を向けないのはなぜか？意識の向上が望まれる。教育が必要かも？ 景観に対する市民の意識の向上。指針作り→市民で景観を考える、討論する→誘導させる工夫→時間をかけて町並みの景観向上 理想としては、知らぬ間に、景観が向上して、いい街になったがよい。 このような感じでまちづくりを進めて、100年先には統一感のある北アルプスと町並みが映える景観ができる。	ご指摘のとおり、市民をはじめ、市内に建築物等を建てる事業者も含めて、大町市の素晴らしい景観に対する意識を向上させることが、本計画における最大の目標であると考えます。 現行の県計画における届出制度により、景観に対する意識醸成が図られてきたものの、県全域を一律にカバーするその取組だけでは不十分であったことから、市の独自計画を策定し、より一層、景観に対する意識の醸成を図っていきます。
4	2	建物の高さの制限。できれば、2階建てまでにしたい。駅前にマンションができる。北アルプスの眺望に支障あり。	建築物に対する高さ規制は、市内の限られた一部地域に適用されています。建築物の高さ制限は、容積率等により変わ

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
		高い建物を建てるなら、北アルプスの景観を壊さない場所にしてほしい。	ってくるため、ご指摘のように、場所によっては北アルプスの眺望に支障が出ることもあり得ます。 そのため、現行の県条例でも同様に、一定以上の高さや面積等の規模に応じて、届出制度により、景観づくりの基準に適合するよう指導や勧告を行っています。 しかしながら、高さ制限に関する絶対的な規制は、都市計画法に基づく他の規制によらなければ行うことはできません。また、さまざまな視点から検討する必要があり、今後の都市計画の変更等に合わせて、用途地域の見直しや高さ制限等についても、検討をしていきます。
5	2	北アルプスに太陽光パネルは似合わない。もっとパネル自体が北アルプスの景観に配慮したデザインとか、設置の仕方を工夫できないか？ 観光地と路線だけでもパネルを禁止するなど。	太陽光発電施設については、環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、全国的に普及していますが、施設の増加に伴い、景観に対する課題やさまざまな問題も抱えていると認識しています。 当市においても、太陽光発電事業が安全で安心な生活環境を確保しながら地域と共生し、推進できる厳格なルールづくりが求められることから、太陽光発電施設の設置及び管理に関して必要な事項を「大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例」として定め、的確な指導や助言を行うために、令和6年7月から施行しています。 上記の条例に加え、景観条例においても、一定規模以上の太陽光発電施設の設置については届出対象とし、景観上の阻害要因とならない配慮を求め、助言や指導を行います。
6	2	電線の地中化は難しいか。費用が一番の課題。地中化まではいかなくても、電線と電柱が視界から見えなくなれば、北アルプスはさらに映える。	景観を阻害する要因となる電線や電柱について、現状ではＪＲ大糸線の一部区間で、車窓から北アルプスを一望できるように架線の電柱が東側に設置されています。また、市内の橋梁でも、片側のみに電線を架けるといった配慮もされています。 電線と電柱を地中化する、いわゆる無電柱化については、電力・通信事業者等の合意や協力が必要です。ご指摘のとおり、費用面も大きな課題となるため、市内全域を対象に実施することは現実的ではありません。しかし、本計画策定に当

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
			たつての住民懇談会やアンケート調査でも、無電柱化を望む意見は一定数あることから、市では電力需要が見込まれる市街地の一部区間に絞り、無電柱化の検討を進めることとしています。 当面の間、太陽光発電施設と同様に一定以上の規模以上の電柱設置については届出対象とし、景観上の阻害要因とならない配慮を求めるなどの助言を行っていく予定です。
7	2	大町眺望の駅巡り構想 小規模な道の駅のようなものを複数つくる。 「他の市町村には道の駅があるのに大町市にはこれといった道の駅がないので道の駅がほしい」という考えは嫌だが大町市らしい特徴のある眺望の駅はどうか？ビューポイントはありますが駐車場が遠かったり、樹木が高くなって山が見えないなど、整備が必要 駐車場、芝生広場、トイレ等の整備	計画施行後の具体的な取組について、ご提言をいただきました。 今回市が指定を予定している景観重要眺望点については、その場所から視対象となる一定の範囲における行為について、通常の届出に加えてシミュレーションを行い、適合確認を行うことで、特に良好な眺望景観の保全を図るものです。 また、眺望点の周辺整備という点においては、ご提案のように駐車場やトイレ等のハード整備の課題も含めて、維持管理への支援措置や眺望景観を観光資源としても活用できるよう、制度の運用を図っていきます。
8	2	景観指針に沿う行為に補助金を出す。現在、リフォーム補助金が支給されているが、今後はこれを適用するには景観の指針に沿った工事内容にする。補助金で景観向上を誘導するのはどうか。	現行の補助金制度に対して、景観向上の観点を踏まえたご提案をいただきました。 景観改善を誘導するために、当該補助金の活用や新たな補助金等の創設についても、検討を進めていきます。
9	3	計画の中では、重点的に守る場所を重点地域としている。 しかし、その地域は仁科三湖と大町ダム、そして路線型だけが指定されている。仁科三湖などはエリアとしていますが、そのほかは道路から両側100mとなっている。 指定エリアが路線型の周りだけでは、田園風景や北アルプスの景観は守れません。景観というのは広範囲の雰囲気、また奥行きが大事だと思います。手前だけ綺麗に見せても限定的です。線ではなく面として捉え、エリアを広げた方が有効だと思う。 また、重点地域においては届出が必要になっていますが、建築物は、高さ13m以上は届出を出したとして、それで景観が守れますか？12mだったら必要ないわ	本計画では、市域全域を計画対象区域とし、一般地域と景観づくり重点地域に分けた上で、地域ごとに一定以上の行為について届出をさせる制度とします。そのため、重点地域以外でも一定以上の行為については、届出が必要です。 住民懇談会やアンケート調査から得られた守るべき場所を景観づくり重点地域や景観重要眺望点として指定し、濃淡をつけて設定する予定です。 「路線型」については、手前だけを綺麗に見せるのではなく、奥行きを見せるために、視点場に近いところに阻害要素を設けさせないことが重要です。視点場に近いところを重点的に審査することで、一定の効果があると考えます。 道路を利用するのは、通過する来訪者だけでなく、市民の皆さんでもありま

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
		けで、それで景観が守れるのでしょうか？届出により確認はとれますが、守ることはできないと感じている。 本当に守るべきエリアをもっと限定して（特区のように）、より厳しい規制を設けた方が効果的だと思います。 守るべき場所をしっかりと作ってほしい。もちろん、市民との調整や合意が必要。今のままでは道路を通過する人にとっての観点が強く、市民としての観点が弱い。 大町市がどんな景観の街で、どんな暮らしができ、何を感じられるのか？そういった事に踏み込んだ方が、結果的に効果が出ると思います。	す。日常的に使用される道路からの景観を大事にすることは、地域の景観に誇りを持ち、景観を大切にする市民意識の醸成を図る上で重要です。 今回の計画では、現行で指定されている国道147号・148号沿線景観育成重点地域のような、生活利用でも通過交通でも主体となる道路だけでなく、市民の生活利用が主体の道路も重点地域に追加し、現行よりも重点地域を拡大しています。
10	3	一般地域としては市内全域を4つのエリアに分けています。基準としては事細かに記載がありますが、拘束力はあるのか？ そして分かりにくい。こんな細かいことを、どうやって伝えていくのか？ 全体的に行政的にやった感はある記載だが、効果が出るのか疑問です。	基準については、対象行為をエリアごとに分けて設定する以上、最低限のものを定めるとしても、どうしても細かくなってしまいます。そのため、基準をわかりやすく市民の皆様や事業者にお伝えすることについては、今後の課題と捉えています。 景観法自体が、建築物等の規制を行うものではないため、拘束力という点では限られたものとなりますが、行為に当たって届出されたものに対して審査し、基準に適合するよう求めています。
11	3	今、県で計画している松糸道路は盛土構造で高さも約6m、幅も広く、市街地のど真ん中を通過する。 この道ができたら、過去一番の景観に悪影響を及ぼす、景観にとって最悪の計画である。 景観計画の懇談会でも大勢の方からの問題視の声が出ていた。市民からも多くの声が上がっている。そういった声を検討委員会できちんと受け止め、景観計画の一つの議題として考える必要がある。 松糸道路の景観への影響について、委員会や市民でしっかりと検討する場を設けてほしい。計画を一生懸命作成しても、市が守らなければ意味をなくしてしまう。	松糸道路における大町市街地を通るルート計画については、現在、事業主体である県から盛土を基本とした道路構造が示されており、景観への影響を懸念するご意見もいただいています。 県では、設計段階において道路の高さや構造、周辺と調和したデザインの検討など、景観に与える影響をできる限り低減するよう配慮していくとしています。 本計画においては、当面の課題として位置づけ、県とともにご意見をお聞きするなかで、景観に対する意見に耳を傾け、住民目線に寄り添った設計となるよう要望していきます。
12	3	懇談会やワークショップをしているが、その中身が見えない。参加者がどんな意見を出しているのか、どんな内容にまとまったのか公表してほしい。 景観を守るには市民の意識が大切な	これまで行われた懇談会で出された意見については、大町市景観計画検討委員会に報告し、当該資料は、市ホームページでも公表しています。 市民意識の大切さを鑑み、住民アンケ

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
		で、そのプロセスを大切にしてほしい。 今の計画書は行政とコンサルタントがしたい事に偏っているように感じてしまう。市民と一緒に作り上げる良い計画になることを望みます！	一ト調査を実施し、住民懇談会も二段階に分けて、計8回実施をしました。 計画書は、検討委員会に諮りながら、住民懇談会やアンケート等で出された意見を反映しており、住民の皆様の意識を大切に作成しています。 計画を作って終わりではなく、協定制度や景観づくり団体などの各種支援制度を有効活用していただきながら、住民の皆様とともによりよい景観をつくり上げていけるよう努めていきます。
13	4	第1章でアンケートの実施などでしっかりと現状分析されており、課題を抽出しているところはとても良いと思いますが、それと第3章の目標と方針やそれ以降の取り組みとのつながりがよく分かりません。第1章の“課題”はやるべき事なのでその課題をどう解決していくのかが分かるような目標と方針とし、そのためにどう取り組むかを明記したほうが良い。課題にある空き家や耕作放棄地、森林の荒廃の対策は待ったなしだと思います。それらが分かる目標と方針とし、実行段階では管理指標を、例えば耕作放棄地の面積にするなど、測れるように設定して管理していくべきだと思います。	第1章では、5つの景ごとに魅力と課題を抽出し、それぞれの景ごとに景観づくりの方向性を定めています。その上で、第2章で基本理念を定め、第3章で目標と指針を示し、第4章以降では、景観づくりのための取組について記載しています。 しかしながら、景観の課題には、景観計画で直接的に解決できない課題も多く、本計画における方針等を、行政の関係部署、事業者、住民がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、関係する施策や取組で対応していきながら、景観づくりを進めていきます。
14	4	松糸道路は景観づくりの基準にある、土地の形質の変更、に引っかかると思います。やむを得ない場合と判断されているのかと思いますが、近隣住民から見た景観の悪化が極力小さくなるよう、市として盛土の高さや住宅からの距離などを県建設事務所に意見してください。	松糸道路の計画については、事業主体となる県とともに住民の皆様への説明等を行う中で、本計画策定の経過においていただいた道路計画に関するご意見も共有します。 また、事業実施に当たっては、景観への配慮と近隣住民への影響を極力抑えるよう、引き続き要望していきます。
15	5	景観計画素案の冒頭に、事業者を求める措置や景観づくりの支援制度が述べられ、大変良い視点だと思うが、これで大町が誇る景観・市民が日々暮らしの中で大切にしている景観が守られていくのか疑問。 駅前に7階建てのホテルができ、信濃大町駅からの北アルプスのすばらしい眺めがなくなってしまった。また、旧デリシア跡地に7階建てのマンションができると聞いて、景観はどうなるか心配している。また、松糸道路の盛土案が出されていて、それも景観が損なわれてしまう	高層の建築物によって、北アルプスの眺望やその他の大町市の良好な景観に影響を及ぼすことは、規制のできる範囲の中でできる限り抑える必要があります。 そのため、現行制度でも、一定以上の高さや面積等の規模に応じて届出制度を設け、景観づくりの基準に適合するよう指導や勧告を行っています。 また、行政が行う公共事業についても、事業計画の中で景観への影響に配慮した上で、事業を実施していくことが求められます。 景観法自体は建築物の規制を行うもの

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
		と心配している。白馬の観光が盛んになり、今後大町に高さのあるホテルなどが建てられたらどうなるのかも心配です。 地権者や事業者など当事者への細かな規定で、それを規制していくことは重要ですが、届出制であり限界があるように感じます。	ではないため、建築物の高さ制限の規制については、今後の都市計画の見直しに合わせて、検討をしていく方針です。
16	5	景観を大切に思っている幅広い市民団体の参加システムがこの計画素案にはありません。「景観づくり団体」は市長が認定する団体であり、市民参加の窓口にはなっていません。 景観計画の中に、市民参加・市民のフィルターを持たせるシステムを取り入れてください。	景観づくり団体については、本計画において位置付ける景観重要眺望点などの特定の場所やその他の地域における市の良好な景観を守り、育てる活動を行う団体に対して、活動に要する費用の補助金の交付などの支援を予定しています。このことにより、市民の景観づくりへの参加を促すシステムを目指しています。 補助制度のみならず、景観づくりに市民の皆様が積極的に参加していただけるシステム作りにも取り組んでいきます。
17	6	「景観悪化の要因」で「荒れた農地」等々あげられているが、松糸道路は、市の中央を貫き、多くの農地をつぶすことで農業離れが進み、「荒れた農地」が増えることが懸念される。また、盛土により、今まで当たり前にあった目の前に広がる田園の中の雄大な山々を望む「かけがえのない財産」が多くの住民から奪われる。 「訪れた人々に感動を与える貴重な観光資源」である景観にも大きく影響し、「雄大な山並みを望む地点」が各地で減少する。松糸道路の影響こそ、「景観悪化の要因」ではないのか。 1の目標に掲げられた「人々にとってかけがえのない財産」であり「貴重な観光資源」である市の景観に、大きな影響を与える松糸道路について、景観計画ではどうとらえているのか。その視点での考えを盛り込む必要性を感じている。	本パブリックコメントに限らず、アンケート調査や住民懇談会でも、松糸道路の計画に対する景観への影響についてご意見をいただいています。 本計画においては、当面の課題として位置づけ、県とともにご意見をお聞きする中で、景観に対する意見に耳を傾け、住民目線に寄り添った設計となるよう要望していきます。 景観を阻害する要因となり得る既存の農業荒廃地に対する対策はもちろんですが、松糸道路の計画による影響が、農地に対してもできる限り少なくなるよう、ルート選定及び設計段階において県に要望していきます。
18	7	松糸道路の盛土は、素晴らしい大町の景観を崩すものだと思います。道路建設の再考を求めます。	本計画内において松糸道路の計画自体を検討するものではありません。 しかしながら、景観への影響を懸念されるご意見に対して、事業主体となる県とともに住民の皆様への説明等を行う中で、本計画策定の経過においていただいた道路計画に関するご意見も共有し、事業実施による景観への影響を極力抑えるよう、引き続き要望していきます。

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
19	8	大規模事業の取り扱いについて、新たなルールづくりを含めて検討してほしい。 素案には、現在、長野県が進めている松糸道路など大規模事業について、どのように取り扱うのかが示されていない。公共事業、メガソーラー、大規模開発などの大規模事業は、様々な景観問題を発生させることが想定されることから、計画段階で景観問題をクリアすることが必要になるが、規模の違いなどから、素案に示される届出対象行為とその届出制度で対応は難しいのではないかと考える。新たなルールづくりも含めて検討願いたい。 計画は、大町市の景観に関わるマスタープラン的な位置づけになると考えることから、大規模事業についても取り組んでほしい。	本計画の中では、一定以上の行為に対しての届出義務を課し、行為の事業内容が景観に及ぼす影響を低減するための基準を設けています。 その中でも大規模事業については、都市計画法における開発許可をはじめ、さまざまな法令に基づく許認可手続や、行為地周辺への事前説明が必要となるため、これらの手続と合わせて、景観だけでなく行為による影響の低減を図ることとなります。 景観計画は、市の景観におけるマスタープランではあるもの、本計画のみでは解決できない課題も存在します。そのため、各種施策や制度と併せて、大規模事業に対する景観保全の誘導を進めていきます。
20	8	「景観づくりの主体」は「市」「事業者」「住民」の3者とされている。景観づくりにおける長野県や国などの公共セクターの役割は極めて重要であることから、何らかの形で文言的に表現することはできないか。「市」の意味合いを「大町市」に限定しないで拡大する、あるいは「事業者」の意味合いに、何らかの表現を組み込むなど、表現を検討してほしい。	計画の策定に伴い、大町市域の景観行政団体は、県から大町市に移行します。本市の景観計画であることから、景観行政団体としての市の役割は「行政」でなく、「市」として表記させていただきました。 市をはじめ、長野県や国が公共事業を行う場合は、それぞれ「事業者」としての役割も果たすため、「事業者」として取組方針も求められることとなります。 このため、「事業者」に関する記載にその旨を追記します。
21	8	素案では計画の運用を管理する組織を都市計画審議会としているが、別組織とする必要がある。 都市計画審議会は市長からの諮問事項について審議する場であり、委員長や委員からの自主的な発議は想定されていないと考える。一方、景観計画の運用を管理する組織（委員会）は、景観計画を「運動」として推進するものであり、委員会への主体的な市民参加が望まれることから、公募委員の数の多い委員会にする必要がある。また、積極的な運用の管理と機動的な動きも必要とされ、委員長、委員の自主的・主体的な活動も可能となる委員会にする必要がある。別組織にすることを検討してほしい。	都市計画審議会は、景観を含む都市計画について、専門的な見地から検討をする必要があることから、建築等の各分野の専門家や都市計画に関連する各種団体から選出された者により構成をしています。市民の意見も反映させるために、2名の公募委員も含めて課題に対する検討を行っています。 景観計画については、他の都市計画等の調整や整合も図るため、同じ審議会において調査審議を行う予定です。 なお、計画自体の改定時には、改めて検討委員会を立ち上げることも検討していきます。

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
22	9	大町市民が景観を阻害していると感じる要素やその魅力を低下させる要因として、最も問題とされる上位3つ「空き店舗」、「空き家や廃屋」、「荒れた農地」に対する有効な対策が見受けられません。これら3つの景観阻害要因にする有効な対策を盛り込んでもらいたい。 例えば、空き家や廃屋対策として持ち主に対する、補助金による資金援助。放置する持ち主に対しては、罰金制度や強制執行も可能とする条例の制定。移住促進事業も兼ね、県内で農地再生や古民家再生に携わる方のセミナーの定期実施など。	空き店舗、空き家、荒廃農地等の課題については、景観を阻害する要因となるものの、景観計画だけで直接的な解決を図ることができません。 例えば、空き店舗については中心市街地活性化基本計画、空き家については空家等対策計画、荒廃農地については農業振興計画など、様々な計画と連携する必要があります。これにより、景観の保全や改善を図ることが重要であり、これらの点を考慮し、その旨を追記します。
23	9	景観づくりの基準の中に、「材料、反射光素材を壁面の大部分に使用することは避ける」とあります。 これはドイツが先進している「プラスエネルギーハウス」のような外壁を進めようとした場合、障害となるので、SDGs関連については、例外事項として定めるべきと考える。	創エネに対する取組の先進事例を踏まえたご提言をいただきました。建築物等の外壁についても、様々な素材が開発されています。そのため、創エネを目的として光を反射する素材を壁面等を使用する場合については、光を強く反射する素材を避ける基準に見直します。
24	9	景観重要眺望点の指定候補箇所に、大町温泉郷の「鹿島大橋からの後立山連峰」の追加を検討してほしい。	景観重要眺望点の指定候補箇所に追加のご要望をいただいた場所については、景観づくり重点地域の指定候補1の国道147号・148号沿道重点地域に含まれています。また、現行の県の景観育成計画においても、景観育成重点地域の指定を受けています。 今後、路線型の眺望だけでなく、優れたビュースポットとしての景観重要眺望点の指定候補箇所への追加及び指定の検討をさせていただきます。
25	10	景観重要眺望点の指定候補箇所に、鹿島川左岸、花見地区の堤防遊歩道及び休憩所の追加を検討してほしい。	景観重要眺望点の指定候補箇所に追加のご要望をいただいた場所については、景観づくり重点地域の指定候補11の高根花見沿道重点地域に含まれています。 今後、路線型の眺望だけでなく、優れたビュースポットとしての景観重要眺望点の指定候補箇所への追加及び指定の検討をさせていただきます。

※本パブリックコメントの意見の要旨、回答内において、松本糸魚川連絡道路については、「松糸道路」として用語を統一しています。